

# 林道の集中管理方式

付知営林署 三尾英郎  
伊藤文雄

## 1. はじめに

私達は現在、ダンプカーとトラクタショベルに乗り、林道の維持修繕を行っています。道路を直す仕事は、生産や造林事業と違って、地味な仕事ですが私達の努力が、署全体の仕事を安全でしかも計画どおりに実行出来る基礎であると信じ、ほこりをもって仕事をしております。

付知営林署管内の林道は約 100 Kmあります。これは大きく分けて、東股流域が21Km西股流域が31 Km、出の小路流域が 26 Km、その他 13 Kmとなっています。

この三大流域の林道は、生産、造林事業を始めとして、林道工事、治山工事、立木処分などの事業が行われており、年間を通じて林道は常に通行可能にしておかなければなりません。

一方この林道の維持修繕の労務についてみると、昭和52年度からの基職制度の発足に伴ない、専任の林道の土木手が年々減少し、52年に 9 名在籍していた土木手が、退職や職種替えによりまして、55年には 5 名となり、56年には更に減少して 4 名になる見通しとなりました。

この時点の 5 名は、1人2人と分かれ、事業所、担当区のミニバスに便乗して、それぞれの流域の維持修繕を実行していましたが、労務の減少による色々な問題が出て来ました。一つは、1人作業になる事もしばしばあり、落石などの危険に気を配りながら作業しなければならない。二つ目は1人や2人が歩いて修繕していても機動力がなく仕事の功程が上がらない。三つ目はダンプカーで砂利を運んでいっても、敷ならしの作業員がない、四つ目は56年からは1人が退職するので益々仕事の段取りが悪くなって、全林道を完全に維持修繕して行くことは困難である、などがあげられました。

このような問題点にどう対応して行くのか、全林道を効率的に維持修繕が出来、現在よりもっと良好な林道にするにはどうしたら良いか、ということで56年2月に、署土木係を含め、全員の話し合いの場を作りました。

この話し合いの中で「1人や2人でやっていても功程も上がらないし、安全面でも良くない、この際一緒にやったらどうか……」との意見が出ました。

この案を署で検討し、現場でも前向きに話し合いを何回か持ち、集中管理方式によって実行したらどうかという結論に達し、56年4月から実行してまいりましたので、この1年半の実行結果について報告します。

## 2. 実 行 内 容

現有勢力は、私達技能職（自運）2名と基職（土木手）4名の計6名、重機械はホイルタイプのトラクタショベル1台、6.5tのダンプカー1台、6人乗りの貨物自動車1台、ハンドドーザー2台であります。

これを出的小路担当区の所属として、基地をこの担当区部内の宇峰に置き、全林道の維持修繕の指揮命令はこの担当区主任があたることにしました。

年当初に、巡回計画をたて、東股や西股の林道へは半月ごとの併記発令で、重機を含め全員が移動し林道の維持修繕をすることにしました。時には落石や崩土の発生、生産の盤台作設など予定外の仕事が飛び込むこともありましたが、担当区主任が窓口となって、調整の上実行してきました。

貨物自動車には、ハンドドーザーとツルハシや鋤簾など作業用具を積み、土木手も同乗して移動し、トラクタショベルとダンプカーの組合せで砂利敷込みを行う方法をとりました。

当然基職制度の主旨からいっても林道だけに就労することは出来なく、生産や造林事業へも併記が組まれ、又他事業からも林道へ併記で就労するわけで、この組合せはむつかしかったが、なるべく土木手が他の林道や他の事業へ行っている留守に、他事業から来てもらう方法をとりました。

当初ははじめないこともあって、計画どおり巡回できない、崩土があっても他の林道へ行っているためすぐ取り除けないなどのトラブルもありましたが、前に述べたように担当区主任が窓口になって調整を取るようにしたので、後半から軌道に乗り出し、56年からダンプカーが1台となりましたが、前年度並みの砂利敷込みが出来、管内林道の大半に砂利敷込みが終わり、「路面がなめらかになって通行しやすくなった」とおほめの言葉をいただくようになりました。

又草刈りや横断溝の掃除が例年より数多くでき、道路上に覆っている灌木の伐倒もすることもできました。

今年に入ってこれ等の作業の他に、林道の状況をみながら、ともすると後廻しになり勝ちだった標識類の建て直しも、ガードレール、入口扉のペンキ塗り、破損した鋼制U字溝の修理なども出来るようになりました。

署管内の職員全体にも林道に対する関心が高まり、木製横断溝は丸太の内部振替えをうけ、製作は貯木場職員や基職が行い、埋設は現場事業所の基職で行うなどの協力があり、U字側溝の埋設も昨年1ヶ所（約100m）今年は2ヶ所（約300m）を製品事業所や担当区の基職で実行しました。

今年の夏には「林道の日」をもうけて、署内職員約40名が参加して、慣れない鎌さばきでしたが、安全に配慮しながら5kmの林道の草刈り作業を実行し、全職員が、自分達の道は自分達で直して通るという気持ちが高まってきました。

## 3. ま と め

林道の集中管理方式の導入により次のような好結果が生まれました。

- (1) 全員が一緒に移動し作業するので一人作業がなくなり、安全面でもよくなりました。
- (2) 土木手の移動やハンドドーザーの移動が機動的になり、そのため今まで移動に要した時間が少なくなりその分が修繕にあてられたので能率が良くなりました。
- (3) 管内の林道全線を 担当区主任が統轄しているので、利用度合に応じた管理ができ、維持修繕の効率が良くなり、生産性も昭和55年に 51 であったのが 56 年に 57 、更に今年度は 61 に達する見込みであります。
- (4) 労務と重機械が一体となって稼動するので、砂利敷込みがスムーズに行われ、ダンプカーが半減しても前年度並みの数量を敷込む事が出来ました。
- (5) 今までの自分の担当区内が良くなればよいというセクト主義的な気持ちから、山全体、署全体のことを考えるようになり、又生産造林の現場の仲間も積極的に協力するなど署全体が林道への関心が高まって来ました。

以上報告しましたが、今後も他事業との連携を保ちながらこの集中管理方式を更に改善し、安全を確保して、林道の効率的な維持修繕を行って参りたいと思います。